

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊那市長 白鳥 孝

市町村名 (市町村コード)	伊那市 (20209)
地域名 (地域内農業集落名)	西箕輪 (吹上・大泉新田・羽広・梨ノ木・上戸・中条・与地・上溝ノ原・大萱)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月23日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は以前より遊休農地の減少、農地の集積化等に取り組んでおり、引き続き課題解決のため「食」と「農」の調和のある振興を着実に実施する必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

担い手:60経営体、団体経営体(法人・集落営農組織等)11経営体

主な作物:水稲、そば、白ねぎ、アスパラガス、いちご、りんご

## (2) 地域における農業の将来の在り方

「食」と「農」の調和ある振興により、「共存共栄」「共生のむらづくり」を目標に、「特色ある産地づくり」と「農を通じた豊かな地域づくり」を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	643 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	643 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大と担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や農業をリタイア・経営転換する者、農地の集約化を図るために利用権を交換しようとする者は農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
明るい住民性や馴染みやすい風土を魅力に新規就農者等への支援策を活用し、新規就農者の呼び込みに力を入れ、若者の農業従事者を増やすことで、持続可能な農業の経営体の確立に努める。地区ごと等の行事を通じ、地域住民との関わりを増やすことで新規就農者の定着率の増加を図る。地域集落営農組織・農事組合法人を核に、小規模零細農家・専業農家・高齢者から子供まで、男女それぞれの役割分担により、農村の地域機能の強化及び農業振興を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・農地の所有者は畦畔管理等農作業を分担して担い、農村機能の維持・承継活動へ参画する。
- ・農業の複合化と6次産業化を促進し、付加価値農業を探求する。
- ・みはらしファームを中心に、都市農村交流を活発にし、観光農業の推進及び生産販売や加工作業を通じて女性参画を振興する。
- ・伊那市そばプロジェクトと連携し、そばの栽培振興を推進する。
- ・スマート農業技術の導入や研究への取組を進める。